

平成23年12月9日

外国ユーザーリストの改正について

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制^(注)の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきたところですが、今般、最新の情報を基にこれを改正することとしました。

(注) 国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務付ける制度。

1. 今般、国連安保理決議第1929号の履行に付随する措置の実施に伴い、新たに、20企業等についてイランのミサイル及び大量破壊兵器計画に関連すると判断されたことから、外国ユーザーリストに追加しました。これにより、外国ユーザーリストに掲載される企業等は、**合計374企業等**となります。

(参考) 外国ユーザーリストについて

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を提供するもの。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となる。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より毎年公表している。

2. 今回追加された企業等は、以下の通りです。

別添資料No.11、17、22、29、48、63、64、90、113、114、116、117、132、136、138、147、174、175、373、374にある20企業・組織を新規追加しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 後藤 久典

担当者：矢野

電話：03-3501-1511 (内線：3271)

03-3501-2800 (直通)